

「那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱」概要

(交付対象者)

- 1 税金の滞納がない者
国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者
- 2 暴力団関係者等でない者
 - ① 暴力団の構成員でない者
 - ② 暴力主義的破壊活動を行なう団体に所属していない者

(交付要件)

- 1 整備基準への適合
別添「町有地に建築する民間賃貸住宅整備基準」に適合していること
- 2 法令等の適合
建築基準法等の基準に適合していること
- 3 家賃が一定基準未満
建築後 10 年間の家賃（管理費、共益費含む）の月額が、1 戸当たり補助対象経費の 0.8%未満であること
- 4 簡易な造りでないこと
組み立て式仮設住宅等の簡易なものでないこと
- 5 入居者の制限、条件
 - ① 入居者について、事業者が、個人の場合は当該個人または 2 親等以内の親族でないこと。法人の場合は当該法人役員および当該役員の 2 親等以内の親族や当該法人の職員用住宅でないこと。
 - ② 住宅の入居者は住宅地に住所を移し、町民となること
- 6 用途変更等の制限
補助金の交付決定の日から 10 年間は、住宅の用途変更や取り壊してはならない。

(補助内容)

- 1 補助対象経費
住宅の建築工事費、設備工事および外構工事に要する経費
ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く
- 2 補助金額の計算方法
 - (1) 1 戸当たりの補助金額は、下記(ア)(イ)により算定した金額で予算の範囲内。
(ア) 補助対象経費に補助率（①②③より選択）を掛けて算出
 - ① 標準は 30%以内
 - ② 事業者または工事施工者が町内で営業している場合は 40%以内、
 - ③ 事業者かつ工事施工者が町内で営業している場合は 50%以内
(イ) 床面積 1m² 当たり 6 万円以内で算出
(ア) と (イ) の金額を比較し、少ない方を補助金額とする。
 - (2) 上記と別に町で生産された乾燥木材を住宅に使用した場合、内外装を問わず部材 1.0m³ 当たり 5 万円以内、1 戸当たり 50 万円以内を補助できる。

位置図



